

学生募集要項（第2次）

1. 募集人員

学 科	募 集 人 員
商 船 学 科	若 干 名

* 第2学年修了時に、航海コースと機関コースにコース分けします。

2. 出願資格

次の各号のいずれかに該当する者

- (1) 中学校を卒業した者又は令和4年3月卒業見込みの者
- (2) 中等教育学校の前期課程を修了した者又は令和4年3月前期課程を修了見込みの者
- (3) 義務教育学校を卒業した者又は令和4年3月卒業見込みの者
- (4) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められた者
(学校教育法施行規則第95条に該当する者)

3. 願書受付

(1) 願書受付期間

令和4年 3月17日（木）から 3月22日（火）午後4時まで（必着）

持参する場合は、午前9時から午後4時まで受け付けます。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日は、受付を行いません。

郵送の場合も3月22日（火）午後4時までに必着のこと。

（郵便事情を考慮して、発送してください。）

※入学検定料振込期間

令和4年 3月17日（木）から 3月22日（火）まで

金融機関の営業日、営業時間等を十分考慮して手続きを行ってください。

(2) 願書受付場所及び問合せ先

山口県大島郡周防大島町大字小松1091番地1

大島商船高等専門学校 学生課教務係

TEL (0820) 74-5473

4. 出願手続

次の書類を一括して封筒に入れ、中学校長を通じて本校学生課教務係に提出してください。郵送の場合は、必ず「書留」としてください。

書 類 等		摘 要	様式
志願者が作成するもの	① 入学願書 (写真票・受験票)	本校所定の用紙に志願者本人が自筆で記入してください。 なお、写真票の所定欄に写真(4cm×3cm, 上半身, 脱帽, 正面向きで最近3か月以内に撮影したもの, 裏面に氏名を記入)を貼付してください。	様式21
	② 志望理由書	本校所定の用紙に志願者本人が自筆で記入してください。	様式22
	③ 入学検定料 (振込受付証明書)	16,500円 振込受付期間 令和4年3月17日(木)～令和4年3月22日(火) 振込方法 ①振込依頼書(様式23)を使用する場合は、最寄りの金融機関(郵便局を除く)の受付窓口から振り込んでください。 ②郵便局(ゆうちょ銀行)から振り込む場合は、受付窓口で、「ゆうちょ銀行専用の振込依頼書」を受け取り、振込依頼書(様式23)の「受取人(振込先)」を記入していただく必要があります。その際、現金による振込はできませんので、「通帳とお届け印」又は「キャッシュカード」が必要です。 振込後、受付窓口で「振込受付証明書」又は「振込依頼書(兼振替払出請求書)[電信扱い]」を受け取り、入学願書の所定の位置に貼り付けてください。 いずれの場合も、ATM(現金自動預払機)は振込済証明書が発行されませんので、使用しないでください。	様式23
中学校で作成するもの	④ 調査書	本校所定の様式により、中学校長が作成し厳封したものを提出してください。	様式5
	⑤ 健康診断証明書	令和4年3月卒業見込みの者は、本校所定の様式に中学校第3学年の定期健康診断の結果を中学校長が証明したものを提出してください。(中学校長が証明できない事項は、医師の証明書を添付してください。) 既卒業者は、出願前3か月以内に医療機関で検査のうえ、医師が証明した本校所定の用紙を提出してください。	様式6
	⑥ 学習成績一覧表	「令和4年度公立高等学校入学者選抜実施要領」により作成した成績一覧表で、備考欄に志願者の氏名を記入してください。(備考欄がない場合は、余白に記入してください。) なお、既卒業者についても、必ず期間中に提出してください。	

※各様式は、本校ホームページからダウンロードし、A4縦の用紙に印刷して提出してください。
(様式23, 5, 6はパソコン入力可)

〔出願に関する注意事項〕

- (1) 郵送の場合は、必ず「書留」とし、封筒の表に「入学願書在中」と朱書きしてください。
- (2) 出願書類に事実と相違する記載があった場合は、入学を取り消すことがあります。
- (3) 出願書類の記載事項については、記入もれ、押印もれなどないよう提出前に必ず確認してください。
- (4) 入学願書受付後、出願書類は一切返還いたしません。
- (5) 振込済みの入学検定料は、次の場合を除き、いかなる理由があっても返還いたしません。
 - ① 入学検定料を振り込んだが、出願書類を提出しなかった場合又は出願が受理されなかった場合。
 - ② 誤って入学検定料を二重に振り込んだ場合。なお、上記①又は②に該当する場合は、速やかに学生課教務係へご連絡ください。
- (6) 願書受付後、記載事項の変更は認められません。
- (7) 受験票は当日会場でお渡しします。願書受付後、中学校へ連絡いたします。

5. 入学者選抜方法

入学者の選抜は、提出書類の評価と本校が行う口頭試問及び面接の評価を総合して行います。

6. 検査日時及び検査内容並びに検査場

(1) 検査日時及び検査内容

令和4年 3月23日(水)

検査は、30分程度で簡単な口頭試問(数学・英語)及び面接を行います。

集 合	8:50
口頭試問 面 接	9:10 ~

(2) 検査場

大島商船高等専門学校

(3) 留意事項

- ア 検査当日は、8時50分までに検査場に集合してください。
- イ 携帯電話等は、検査場に入る前に電源を必ず切って、カバンにしまってください。(これらを時計として使用することはできません。)
- ウ 上履きは、必要ありません。

7. 身体基準

区 分	基 準
視 力	視力（矯正視力を含む）が両眼共に0.5以上であること。（注1） ただし、コース選択の際、機関コースを希望する場合は、両眼共に0.4以上で可。
色 覚	色盲又は強度の色弱（注2）でないこと。（軽度の色弱又はその疑いがある者は、眼科医の診断書を添付すること。）
聴 力	5m以上の距離で、話声語を弁別できること。（補聴器不可）
疾病及び 身体機能 の 障 害	疾病又は身体機能の障害があっても軽症で修学（練習船実習を含む。）に支障のないこと。（注3）

注1) 視力が「C」の場合は、数値で記入してください。

注2) 色覚については、「色盲又は強度の色弱でないこと」の条件が必要とされるため、眼科受診をし、「石原式」又は「パネルD-15」を用いた検査に合格することを確認してください。

注3) 「心臓疾患、視覚機能の障害、精神の機能の障害、言語機能の障害、運動機能の障害その他の疾病又は身体機能の障害」がある場合、「船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則」により海技免許の取得ができない場合があります。また、「船員法施行規則」により身体基準が厳しく規定されていますので、現在服薬中や治療中の方は、ご相談ください。

（商船学科を志望する者に対する身体基準の考え方）

本校では日本国において定められている諸法に則った教育活動を実施しています。身体基準の規定を設けることは「障害による差別の解消の推進に関する法律（いわゆる『障害者差別解消法』）」に抵触する可能性があります。

一方で、船舶職員養成課程では「船員法施行規則」および「船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則」の遵守も求められているため、現状ではその規定に適應する形で身体基準を設けざるを得ません。船舶職員養成課程を担っている商船学科では卒業までに合計1年間の大型練習船実習があります。大型練習船実習では船員法施行規則が準用され、船員法施行規則第二号表に該当する場合、実習を受けられず、卒業できない場合があります。出願を希望する者はこの点に十分留意するように求めます。

※身体基準及び身体基準の考え方について、不明な点は学生課教務係にお問い合わせください。

※船員法施行規則第二号表は5ページをご参照ください。

8. 合格者の発表

(1) 日時

令和4年 3月 24日（木）午前10時

(2) 場所

大島商船高等専門学校 図書館玄関

(3) 発表方法

合格者の受験番号を掲示するとともに、ホームページに掲載します。

また、合否については出身中学校長宛てに通知し、同時に合格者については本人に入學手続きに関する書類を送付します。

なお、電話、メール等での合否に関する問合せには、一切応じません。

【参考】船員法施行規則第二号表

健康検査合格標準表 次の各号のいずれかに該当する者は不合格とする。

1. 法第八十一条第三項第一号の伝染病として下記のいずれにかかっている者

エボラ出血熱，クリミア・コンゴ出血熱，痘そう，南米出血熱，ペスト，マールブルグ病，ラッサ熱，急性灰白髄炎，結核，ジフテリア，重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。），中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSCORONAウイルスであるものに限る。），感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第三項第六号に規定する鳥インフルエンザ，コレラ，細菌性赤痢，腸管出血性大腸菌感染症，腸チフス，パラチフス，ウエストナイル熱，黄熱，オウム病，オムスク出血熱，回帰熱，キャサナル森林病，Q熱，サル痘，ジカウイルス感染症，西部ウマ脳炎，ダニ媒介脳炎，チクングニア熱，デング熱，東部ウマ脳炎，日本紅斑熱，日本脳炎，ハンタウイルス肺症候群，Bウイルス病，ブルセラ症，ベネズエラウマ脳炎，発しんチフス，マラリア，野兔病，リフトバレー熱，類鼻疽，レプトスピラ症，ロッキー山紅斑熱，アメーバ赤痢，急性ウイルス性肝炎，クリプトスポリジウム症，後天性免疫不全症候群，ジアルジア症，侵襲性髄膜炎菌感染症，侵襲性肺炎球菌感染症，梅毒，バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症，バンコマイシン耐性腸球菌感染症，同法第六条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症，指定感染症又は新感染症

2. 障害の程度，経歴及び職務を考慮し，視覚機能，言語機能又は精神の機能の障害により作業を適正に行うに当たつて必要な認知，判断及び意思疎通を適切に行うことができないと認められる者

3. 第一号に掲げる疾患を除く下記の疾患にかかっている者で船内において治療の見込みがなく，かつ，船内労働に適さないと認められる者

各種結核性疾患，新生物，糖尿病，心臓病，脳出血，脳梗塞，肺炎，胃潰瘍，十二指腸潰瘍，肝硬変，慢性肝炎，じん臓炎，急性ひ尿生殖器疾患，てんかん，重症ぜんそくその他の疾患

4. 下記の視力，聴力及び握力の標準に達しない者

（1）視力（万国視力表により検査した視力で矯正視力を含む。） 船長，甲板部の職員及び甲板部航海当直部員にあつては両眼共に0.5号，無線部の職員にあつては両眼共に0.4号，その他の者にあつては両眼で0.4号を明視しうること。ただし，船員として相当の経歴を有し，職務により作業を適正に行うことができると認められる者は，この限りでない。

（2）聴力 両耳で，5メートル以上の距離で話声を聴取できること。ただし，船員として相当の経歴を有し，職務により作業を適正に行うことができると認められる者は，この限りでない。

（3）握力 男子の握力は，左右共に25キログラム以上，女子の握力は，左右共に17キログラム以上であること。ただし，船員として相当の経歴を有し，職務により作業を適正に行うことができると認められる者は，この限りでない。

5. 色覚に異常を有する船長，甲板部の職員及び部員，機関部の職員及び航海当直部員，無線部の職員並びに救命艇手

6. 障害の程度，経歴及び職務を考慮し，運動機能の障害により作業を適正に行うことができないと認められる者

7. 病後の衰弱により一定期間内の船内労働に適さないと認められる者